

よくある質問【たばこ】

Q 1 たばこを販売するための手続きは？

Q 2 許可の手続きについてのパンフレットがほしい。

Q 3 許可の申請・届出書はどこに出すのか？

Q 4 許可の申請から結果がでるまでの期間は？

Q 5 事前に許可されるかどうか知りたい。

Q 6 登録免許税の額は？

Q 7 申請書の販売形態の「特定小売販売業」とは？

Q 8 地域区分のうち指定都市とは政令指定都市か？
また、環境区分の認定は？

Q 9 許可条件の「自動販売機は店舗に併設」とは？

Q 10 許可・不許可の結果が知りたい。

Q 11 近隣店の廃業の状況を知りたい。

Q 12 近隣店の許可の種類（特定・一般）は？

Q 13 特例措置の「低調店」とは？

Q 14 同一施設内で特定小売販売業と一般小売販売業を
併用したい。

Q 15 葉巻・水たばこの販売をしたい。

Q 16 許可となったが、販売できなくなった。

Q 17 許可の証明書がほしい。

Q 18 許可を売買したい。

Q 19 許可場所の店舗を移動したい。

Q 20 社名の変更、住所の変更、営業所の住居表示の
変更等の場合はどうするのか？

Q 21 許可者が亡くなったので、名義を変更したい。

Q 22 高齢・病気等のため、名義を変更したい。

Q 23 個人から会社へ名義を変更したい。

Q 24 会社から個人へ名義を変更したい。

Q 25 法人から法人へ名義を変更したい。

Q 26 一時休業したい。（再開の見込みがある場合）

Q 27 たばこの販売を廃止したい。

よくある質問【たばこ】

質 問	回 答
Q 1 たばこを販売するための手続きは？	<p>消費者に対するたばこの販売を業として行おうとする場合には、たばこの営業所ごとに小売販売業の許可を受ける必要があります。</p> <p>たばこを販売しようとする場所ごとに、許可申請をしてください。 用紙等はこちらをクリック</p> <p>内容を審査した上で許可、不許可の決定をします。</p> <p>許可を受けた方は、たばこの販売が出来ますが、許可後は、次のこと等が必要となります。（代表的なもののみ記載しました。これらに違反する場合又は届出をしないなどの場合には許可の取消し・営業停止等の対象となることがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 許可後 1 月以内にたばこの販売を開始すること・ 許可条件に違反しないこと・ たばこは定価で販売すること・ 許可後は直ちに登録免許税を納付すること・ 営業所の位置（入口）が変わる場合には、「移転」の申請を行い、許可を受けること 用紙等はこちらをクリック・ 以下の場合には届出を行うこと<ul style="list-style-type: none">住所・社名・代表者等が変更となる場合 用紙等はこちらをクリック相続・会社が合併した等名義が変更となる場合・ 用紙等はこちらをクリック一時的にたばこの販売を休止する場合 用紙等はこちらをクリック (店舗改築等の正当な理由が必要です。)たばこの販売を廃止する場合 用紙等はこちらをクリック <p>なお、許可の手続きについては、リーフレット「たばこ小売販売業の申請者の皆様へ」を参照してください。 リーフレットはこちらをクリック</p>

よくある質問【たばこ】

質 問	回 答
Q 2 許可の手続きについてのパンフレットがほしい。	リーフレット「たばこ小売販売業の申請者の皆様へ」をご覧ください。 リーフレットは、関東財務局のホームページから印刷できるほか、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）の各支店の窓口にも置いてあります。 <u>リーフレットはこちらをクリック</u>
Q 3 許可の申請・届出書はどこに出すのか？	次の場所を管轄するJTの各支店の業務部へ提出してください。 新規申請 予定している営業所を管轄する支店 移転申請 移転後の営業所を管轄している支店 仮移転申請 仮移転後の営業所を管轄する支店 各種届出書の提出 現在許可を受けている営業所を管轄する支店 <u>JT各支店の連絡先はこちらをクリックしてください</u>
Q 4 許可の申請から結果がでるまでの期間は？	申請地の周辺の状況等を調査の上、当局で許可・不許可の審査を行ないます。 標準処理期間は、申請月の末日から2ヶ月以内となっておりますが、審査の内容によってはそれ以上かかる場合もあります。
Q 5 事前に許可されるかどうか知りたい。	申請後に、現地調査等を行って審査をしておりますので、審査結果の公表前には回答できません。
Q 6 登録免許税の額は？	小売販売業の許可1件につき、15,000円です。
Q 7 申請書の販売形態の「特定小売販売業」とは？	大規模な小売店舗（売場面積の合計が400㎡以上の店舗）、飲食店等で閉鎖性があり、かつ、喫煙設備を有する消費者の滞留性の強い施設内における販売をいいます。
Q 8 地域区分のうち指定都市とは政令指定都市か？ また、環境区分の認定は？	指定都市とは、人口50万人以上の市制施行地及び東京23区をいいます。 環境区分は、現地調査の結果に基づき認定しています。

よくある質問【たばこ】

質 問	回 答
Q9 許可条件の「自動販売機は店舗に併設」とは？	<p>自動販売機が、店舗内に設置してある場合又は店舗外に店舗と接して設置してある場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認が出来る状態をいいます。</p> <p>店舗とは、商品販売やサービスの提供を対面で行う施設をいい、工場、事務所、住居等は店舗とはみなしません。</p> <p>次の場合は、直接かつ容易に視認できるとは言えません。</p> <ul style="list-style-type: none">・監視カメラ等での監視・従業員のいる場所から自動販売機までの間に張り紙や植木等の障害物がある場合
Q10 許可・不許可の結果を知りたい。	<p>許可・不許可を決定した場合は通知します。 なお、許可の結果は、直近分のみを、関東財務局のホームページに掲載します。</p>
Q11 近隣店の廃業の状況を知りたい。	<p>廃業店は、廃業日の翌日から30日間、最寄の財務局・財務事務所で閲覧できます。 なお、電話ではお答えできません。</p>
Q12 近隣店の許可の種類（特定・一般）は？	<p>当局ではお答えしておりません。</p>
Q13 特例措置の「低調店」とは？	<p>申請の前月から過去6月間の平均販売本数が、一定の基準を下回る店舗のことで、申請地付近の低調店との距離は計測しません。 なお、一定の基準とは、環境区分ごとに異なります。</p>
Q14 同一施設内で特定小売販売業と一般小売販売業を併用したい。	<p>同一施設内における特定小売販売業（出張販売）と一般小売販売業は、原則併存できません。</p>
Q15 葉巻・水たばこの販売をしたい。	<p>小売販売業の許可が必要です。許可申請をしてください。 <u>「小売販売業許可」申請の用紙等はこちらをクリック</u></p>

よくある質問【たばこ】

質 問	回 答
Q16 許可となったが、販売できなくなった。	<p>たばこ事業法上、許可後1月以内にたばこの販売を開始する必要があります。 許可後1月以内にたばこの販売が出来ない場合は、直ちに「廃止届」を提出してください。</p> <p>なお、小売販売業の許可を受けた場合は、すぐに廃止する場合であっても、登録免許税15,000円を納付する必要があります。</p> <p><u>「廃止届」の用紙等はこちらをクリック</u></p>
Q17 許可の証明書がほしい。	<p>手続き等について説明しますので、電話で連絡してください。</p> <p>関東財務局理財部理財第3課 電話番号 048-600-1121 (ダイヤルイン)</p>
Q18 許可を売買したい。	<p>許可の売買はできません。</p>
Q19 許可場所の店舗を移動したい。	<p>「営業所移転」の申請が必要です。 (審査結果が不許可となった場合は、移転先でのたばこの販売はできません。)</p> <p><u>「営業所移転申請」の用紙等はこちらをクリック</u></p>
Q20 社名の変更、住所の変更、営業所の住居表示の変更等の場合はどうするのか？	<p>変更となった事実を確認できる資料を添えて、「商号等変更届」をJTに提出してください。</p> <p><u>「商号等変更届」の用紙等はこちらをクリック</u></p>
Q21 許可者が亡くなったので、名義を変更したい。	<p>相続人で選定を行っていただいた上で、必要書類を添えて「承継届」をJTに提出してください。</p> <p><u>「承継届」の用紙等はこちらをクリック</u></p>
Q22 高齢・病気等のため、名義を変更したい。	<p>3親等以内の同居する親族である場合は承継が可能です。 必要書類を添えて「承継届」をJTに提出してください。</p> <p><u>「承継届」の用紙等はこちらをクリック</u></p>

よくある質問【たばこ】

質 問	回 答
Q23 個人から会社へ名義を変更したい。	許可者が会社の代表者である場合は承継が可能です。 必要書類を添えて「承継届」をJ Tに提出してください。 「承継届」の用紙等はこちらをクリック
Q24 会社から個人へ名義を変更したい。	名義変更後の個人が、許可者である会社の代表者である場合は承継が可能です。 必要書類を添えて「承継届」をJ Tに提出してください。 「承継届」の用紙等はこちらをクリック
Q25 法人から法人へ名義を変更したい。	会社間の承継は、会社法で定められた合併・分割等に該当する場合のみ可能です。 必要書類を添えて「承継届」をJ Tに提出してください。 「承継届」の用紙等はこちらをクリック
Q26 一時休業したい。（再開の見込みがある場合）	改築中、病気療養中等の正当な理由がある場合には、「休止届」をJ Tに提出してください。 ただし、休業の理由が正当でない場合は、認められない場合があります。 「休止届」の用紙等はこちらをクリック
Q27 たばこの販売を廃止したい。	「廃止届」をJ Tに提出してください。 「廃止届」の用紙等はこちらをクリック